事業契約書（案）別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問	回答
1	2	42						モニタリング及びペナルティの考え方	念の為の確認にはなりますが、設計及び建設工事等業務のサービス対価については、維持管理運営業務期間におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設工事業務のサービス対価については、維持管理運営業務期間におけるモニタリングの減額対象外ではありますが、第40条4項に示す通り、契約に不適合が確認された場合、サービス対価の減額の請求を行います。
2	2	43	2	(2)				ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービスの対価の減額	減額にあたりますペナルティ対象の業務「サービス水準未達」の基準を具体的にお示し下さい。 また改善された場合は、減額無が無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段：モニタリングの結果、要求水準書に示すサービスを提供できていないと判断されたものを示します。 後段：第一回目の改善勧告を行い、第一回目の改善完了予定日までに改善がなされた場合、減額はありません。
3	2	43	2	(2)				ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービスの対価の減額	図の中に「減額：一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分）」という記載がありますが、「一日あたりのサービス対価」「使用不可施設応分」は、それぞれどのように算出されるのか具体的にご教示ください。	一日あたりのサービス対価については、当該年度のサービス対価の日割り額とします。使用不可施設応分については、原則として別紙2の2（1）ア「事業者の責めに帰すべき事由により、施設の全部又は一部が利用できない場合」の実質的に利用できない部分の合計面積となります。
4	2	43	2	(2)				ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービスの対価の減額	図の中に「減額：一日あたりのサービス対価(サービス水準未達分）」という記載がありますが、「サービス水準未達分」に関して、どのように算出されるのか具体的にご教示ください。	様式K-3開業準備、維持管理費及び運営費見積書（内訳表）の費用を踏まえ、サービス未達状況や影響等を基に算出します。
5	4	45	1	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価	設計及び建設工事等業務のサービスの対価（割賦）の元本には、消費税相当額が含まれているという理解でよろしいでしょうか。それとも、引渡し年度等に別途一括で消費税相当額をお支払いいただけるという理解でしょうか。	様式集（提案審査）No.10参照
6	4	45	1	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価	「基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前」に決定するとありますが、「引渡し予定日」ではなく、「運用開始日」（令和10年8月25日）の2営業日前に修正していただけないでしょうか。（基準金利の決定日から割賦払いの開始日までの期間が長くなる場合、金融機関から調達する借入のスプレッドが高くなり、割賦手数料の増加要因となります。）	原案のとおりとします。
7	4	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について	「令和25年10月まで」とありますが、「令和25年7月まで」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約書別紙及び様式A-4（別表）を修正します。

事業契約書（案）別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問	回答
8	4	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について	割賦元本に対する消費税は元利金支払時にお支払いただくという理解で宜しいでしょうか。税制上、割賦の延払基準の制度が廃止されているため、割賦元本に対する消費税は一時支払金の支払時に一括にてお支払いただけますようご検討お願いいたします。	No.5参照
9	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	端数が生じた場合、当該端数の調整方法は事業者側の提案として宜しいでしょうか。	端数については、令和25年10月（最終払い）にて調整してください。
10	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	第１回は、令和10年7月～9月分とありますが、維持管理業務は施設引渡し日となることから、前倒しの日程を提案した場合、その日から令和10年9月までの対価を請求できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	維持管理業務のサービス対価に関して、初回と最終回以外は、全て同額が支払われるものと理解してよろしいでしょうか。また、初回のサービス対価は「引渡し日～令和10年9月分」の日割りで算出してよろしいでしょうか。最終回は令和25年７月の１か月分を請求するものと理解してよろしいでしょうか。	前段：様式集（提案審査）No.12参照 中段：No.10参照 後段：お見込みのとおりです。
12	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	維持管理業務のサービス対価に関して、初回分の対象日数が3か月以上となる場合、「引渡し日～令和10年9月分」の日割りで算出してよろしいでしょうか。また、最終回は、令和25年７月の１か月分になるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：No.10参照 後段：No.11後段参照
13	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	「令和25年10月まで」とありますが、「令和25年7月まで」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	令和25年7月の維持管理及び運営業務のサービス対価については、令和25年10月に支払います。
14	4	46	3	(2)				維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について	運営業務のサービス対価に関して、初回と最終回以外の「固定費」は、全て同額が支払われるものと理解してよろしいでしょうか。また、初回の固定費は「運用開始日の令和10年8月25日～令和10年9月分」の日割りで算出してよろしいでしょうか。最終回の固定費は、令和25年7月の１か月分を請求するものと理解してよろしいでしょうか。	前段：様式集（提案審査）No.12参照 中段：お見込みのとおりです。 後段：No.11後段参照

事業契約書（案）別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問	回答
15	4	47						表３ 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール	一時支払金は1割賦元本の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	5	58						サービスの対価の改定方法	令和7年4月を基準とし、工事着工日又は令和8年9月の早い方を対象とした改定の規定がありますが、その後も令和10年6月まで建設が続きますので、第１回改定後12ヵ月を超えた時期に、2回目の物価改定が可能となる契約内容を追記いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
17	5	58						サービスの対価の改定方法	物価改定の対象が、別紙4表1の建設工事費のみが対象とありますが、食器・食缶・配膳器具類等の調達費、什器・備品等の調達費においても物価改定の対象としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
18	5	58						サービスの対価の改定方法	全体スライドの規定のみ記載されておりますが、単品スライド、インフレスライドについても物価変動改定の対象としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
19	5	58	1					設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	企業向けサービス価格指数ですが、5年ごとに基準年が変わることで運営開始後5年以上改定がない場合「前回改定年度（初回の改定時に対しては令和7年4月から令和8年3月まで）の指数の平均値」の値が新基準のデータではないケースが想定されます。その場合の取り決めと基準年が変わった場合の対応について質問となります。	基準年が変わった場合、対応について協議を行います。
20	5	58	3	(1)				維持管理費及び運営費	初年度の対価の改定の比較基準日は建設工事等業務のサービスの対価同様との理解でよろしいでしょうか。	初回の改定に対しては、令和7年4月から令和8年3月までの指数の平均値と比較し、3%を超える差が生じた場合、サービス対価の改定を行います。

事業契約書（案）別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問	回答
21	5	59	3	(1)				維持管理費及び運営費	企業向けサービス価格指数ですと最低賃金分が満たされない可能性があります。指標を大分県の最低賃金に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。